

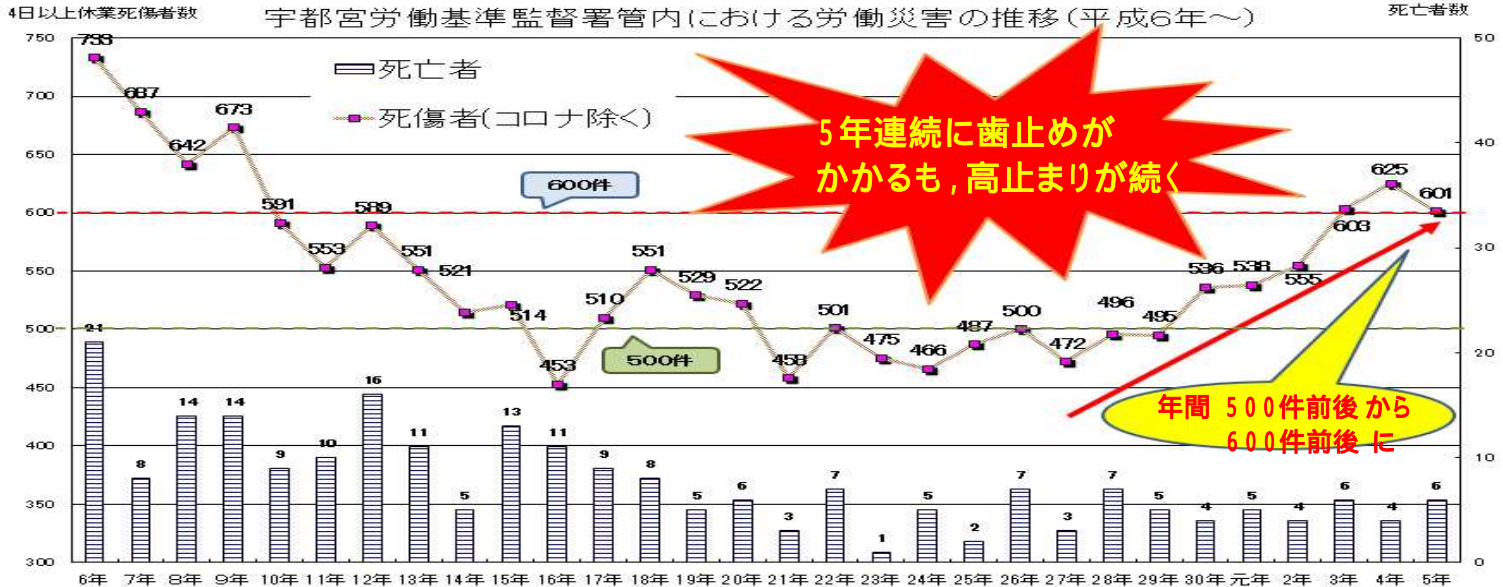
STOP! 労働災害 2024

実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日



1 運動目標

- (1) 死亡災害を撲滅させる
- (2) 労働災害(休業4日以上でコロナ除く。)を600件未満に減少させる



2 目標達成に向けた「課題」と「取組事項」

(1) 行動災害の防止対策

- 転倒災害 ➡ 転倒災害防止に向けたハード、ソフト両面からの対策, [ころばNiceとちぎ]の推進
- 腰痛災害 ➡ 腰痛対策ガイドラインの推進, 介護職員の身体負担軽減のためノーリフトケアの導入等
- 不安全行動防止 ➡ 労働者に対する安全衛生教育の実施, [Aない声掛け運動!]の推進

(2) 高齢労働者の災害防止対策

- ➡ エイジフレンドリーガイドラインに基づく安全衛生確保の取組

(3) 業種別の多発災害に対する重点取組事項

A. 在来型災害の防止に向けた対策の徹底

- 製造業 ➡ 機械による挟まれ巻き込まれ防止対策
- 【重点業種】** 食料品製造業 ➡ **【食料品製造業 安全強化プロジェクト】**への参加 ➡
- 建設業 ➡ 建設三大災害(墜落, 倒壊, 重機災害)に関するリスクアセスメントの実施
- 運送業 ➡ 荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく措置
- 運送業以外 ➡ 自社構内で行われる運送業社の災害防止への協力
- 第三次産業 ➡ 労働者に対する(特に正社員以外)安全衛生教育の確実な実施



B. 雇入れ時教育の充実・徹底, 経験年数に合わせた再教育の実施及び充実

C. 外国人労働者に対し母国語に翻訳された教材を用いるなどわかりやすい方法による教育の実施

(4) 自発的な活動の推進

- ➡ A. トップの決意表明
- ➡ B. 年間安全衛生計画の作成
- ➡ C. 労働者参加型の活動の実施(危険予知活動, ヒヤリハット活動, リスクアセスメント等)
- ➡ D. 「SEFEコンソーシアム」の表彰制度等の活用・取組及び参加



宇都宮労働基準監督署のホームページで特設ページを開設中！
各対策が掲載されています。「宇都宮労働基準監督署からのお知らせ」で検索！